

3,000 m²以上の土地の形質変更の際は、 県への届出が必要です

平成22年4月1日から施行された改正土壤汚染対策法第4条の規定により、3,000 m²以上の土地の形質変更をしようとする方は、形質変更をしようとする30日前までに、県に対して、形質変更する旨の届出をする必要があります。

県は、届出の対象地について地歴等の調査を実施し、土壤汚染のおそれありと判断した場合は、土壤汚染状況調査の実施を命令します。

県の命令を受けた場合は、法に基づいた土壤汚染状況調査を行い、県に報告する義務が生じます。

<届出資料> (正1部, 副2部)

- 1 土地の形質の変更届出書(土壤汚染対策法施行規則様式第6)
 - 2 形質変更しようとする場所を明らかにした図面
 - 3 形質変更に係る所有者の同意書(届出者が所有者と異なる場合)
 - 4 土地の図面(近隣図, 実測図)
 - 5 登記事項証明書(登記簿謄本)
 - 6 公図
 - 7 建物・施設配置図
 - 8 土地の形質変更の断面図
 - 9 土量計算書(盛土面積が掘削面積より広い場合)
- その他、地歴に関する資料等。詳細は別添資料を参照ください。

届出の方法等、詳しくは下記までお問い合わせ下さい。

担当課：茨城県生活環境部廃棄物対策課不法投棄対策室

住所：〒310-8555 水戸市笠原町978番6 茨城県庁14階

電話：029-301-3020

土壌汚染対策法第4条の形質変更届出に関する Q & A

Q．形質変更とは、どのような行為ですか？

A．土地の形状または性質を変更する行為で、例えば、宅地造成や、土地の掘削を伴う工事等です。

Q．どのような場合に届出が必要ですか？

A．切土区画のみでなく、盛土区画や整地区画も含め、全体の面積が 3,000 m²を超えれば、原則としてすべてが届出の対象となります。

ただし、例外として、次のものは届出の対象外となります。

盛土しか行わない場合

形質変更の深さが最大 50 cm未満であり、区域外へ土壌の搬出を行わず、土壌の飛散又は流出を伴わない行為。

農業を営むために通常行われるもので、区域外へ土壌を搬出しない行為。

林業の用に供する作業路網の整備で、区域外へ土壌を搬出しない行為。

鉱山関係の土地において行われる土地の形質変更

Q．届出書の様式や添付書類はどのようなものが必要ですか？

A．届出書は、別添「様式第六」をご覧ください。

添付書類は、別添「提出資料一覧」をご覧ください。

Q．届出する際に、地歴等調査を実施する必要がありますか？

A．届出する際に地歴等調査を実施する必要はありません。ただし、届出対象地の地歴についての情報を保有している場合は、届出の際に添付して下さい。

Q．県が実施する地歴等調査とはどのような調査ですか？

A．法令等に基づいて提出された公的な届出資料や、自主的に提出された土壌汚染状況調査報告書等により、地歴等の調査を実施します。

Q．どのような土地について調査命令されるのですか？

A．県が実施する地歴等調査の結果、下記の条件に1つでも該当する土地について、調査命令します。

有害物質が埋設、飛散、流出、漏洩、地下浸透した土地

有害物質の使用等が行われた土地

有害物質が保管された土地

自主調査等により、汚染が明らかである土地

その他 から までと同等である土地

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

平成 年 月 日

茨城県知事 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人
 印
 にあつては、その代表者の氏名

土壤汚染対策法第4条第1項の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	茨城県 郡 町 字 番地 外 筆 (別添図面参照) ・登記された所在, 地番を記入。 ・地番全てを書ききれない場合は, 別紙で一覧を添付。 ・河川や道路等, 地番がないときは, 「 地先」等の表現で可。
土地の形質の変更の場所	同上 ・所在地と全く同じ場合は, 「同上」と記入。 ・住所の一部等を図で示している場合は, 「別添図面参照」と記入し, 図を添付。
土地の形質の変更の着手予定日	平成 年 月 日 ・必ず届出日から30日以上後の日。
土地の形質の変更の規模	, m ² (掘削, m ² , 盛土, m ² , 整備 m ²) ・合計だけではなく, 掘削, 盛土, 整備(アスファルト舗装等)の面積を記入する。

- 備考 1 この用紙の大きさは, 日本工業規格A4とすること。
 2 氏名(法人にあつては, その代表者の氏名)を記載し, 押印することに代えて, 本人(法人にあつては, その代表者)が署名することができる。

提出資料一覧

資料の種類	提出資料		備考
土対法に規定された書類 (法規則第23条第1項) (法規則第23条第2項)	1	土地の形質の変更届出書 (法施行規則様式第6)	・別添
	2	形質変更しようとする場所を明らかにした図面	・掘削部分と盛土部分、整備部分、仮置場部分が区別され、それぞれの面積が表示されていること。
	3	形質変更に係る所有者の同意書(届出者が所有者と異なる場合)	・工事の請負契約書等でも可。
対象地の範囲を確定するための資料	4	土地の図面 位置を示す近隣図 測量した際の実測図	・形質変更の位置、範囲が示されていること。
	5	登記事項証明書(登記簿謄本)	・土地の所在、所有者を確認するため必要。 ・届出より3カ月以内に発行されていること。 ・写しでも可。
	6	公図	・土地の所在を確認するため必要。 ・写しでも可。
土地の用途に関する資料	7	建物・施設配置図	・敷地内の既存の建物・施設が全て示されていること。 ・新たに建設する建物・施設が示されていること。 ・法第4条第2項の調査命令のための審査において必要。
土地の用途及び形質変更の深度に関する資料	8	土地の形質変更の断面図	・土地の形質、深さを確認するために必要。
土壌の搬入に関する資料	9	土量計算書(盛土面積>掘削面積の場合)	・残土条例に係るか否か(掘削による盛土のみであるか否か)を確認するために必要。
地歴に関する資料	10	土地利用履歴書 空中写真 住宅地図	・土地の利用等について、分かる範囲で履歴を示す。 ・、については、地歴の参考として、入手可能であれば添付。 ・なお、地図類や書籍等著作権のある資料を使用する場合には、著作権を侵害しない範囲内で資料を使用しなければならない。
有害物質の使用に関する資料	11	有害物質の使用、保管、埋設、飛散等に関する記録 有害物質を使用した施設、配管、機器等の位置を示した図面 有害物質を保管、埋設、飛散等した位置を示した図面 有害物質を運搬した経路、方法を示す資料	・取扱物質リスト、MSDSなど。 ・有害物質が含まれた廃棄物に関する保管、埋設、飛散、運搬等も含む。 ・使用等した有害物質の名称が記入されていること。 ・使用等した目的、時期が記入されていること。
その他の資料	12	土壌・地下水汚染の調査結果	・法に基づく過去の検査結果・自主検査結果、措置の記録、届出に際し実施した地歴調査など。 ・自然的原因により有害物質が含まれる土壌に関することも含む。

1～3は法に規定された書類。4～9は、審査の際に必要な書類。10～12は、該当があれば提出していただきたい書類。